

いじめ防止基本方針
及び
いじめ対応マニュアル

長野県茅野高等学校

1 作成の目的

本校（茅野高校）の教職員一人ひとりが、いじめへの適切な対応と生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決のための取り組みを積極的に行い、いじめの根絶を図る。

ここに、いじめを絶対に許さないこと、生徒が安心して健全な高校生活を送れるような学校づくりをするためにこれを作成し、保護者や同窓生・地域と連携していくことを表明する。

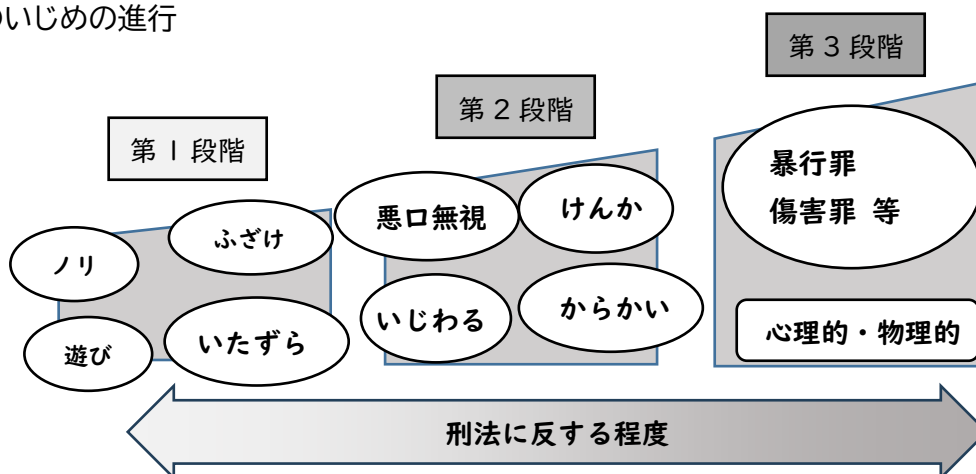
2 「いじめ」の定義

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

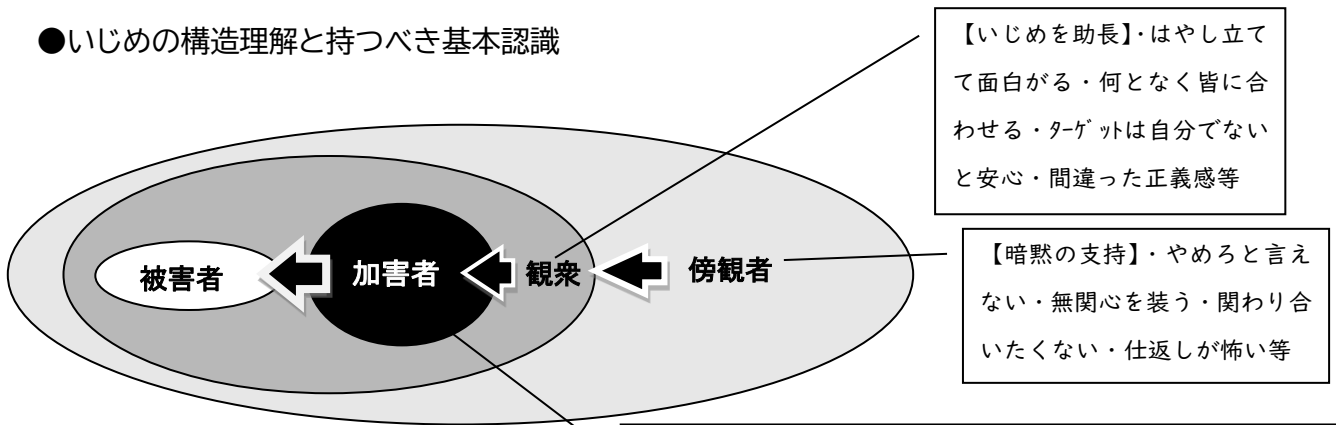
●いじめの進行



「いじめ」は見えにくく些細な事から始まる。とりわけ生徒間で関係ができつつある際に、「ノリ」や「ふざけて」という段階から、やがて叱責やいじわる、悪口や無視につながっていくことが少なくない。さらに複数の者や集団から、繰り返し、物理的、暴力的苦痛を与えるなど刑法に違反する行為にまでエスカレートしていく危険性もある。

「いじめかいじめでないか」は、人によって感じ方、とらえ方が様々であり、判断が非常に難しい場合がある。大切なことは、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、適切に対応することだと考える。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の思いや主張をまず聞くことから判断していくものとする。

●いじめの構造理解と持つべき基本認識



いじめる側の心理には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくなく、対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から生徒を観ることでいじめの未然防止にもつながる。

①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者への攻撃によって解消しようとする）②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）③ねたみや嫉妬感情④遊び感覚やふざけ意識⑤いじめの被害者となることへの回避感情など

●いじめの態様と関連法規

いじめの態様		関係する刑法の罪名と条文 [注：親告罪（被害者が告訴しなければ公訴を提起することができない犯罪）]
	脅し文句	刑法 222 条（脅迫） 生命，身体，自由，名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
心理的 苦痛	いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させたりする。	刑法 223 条（強要） 生命，身体，自由，名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し，又は暴行を用いて，人に義務のないことを行わせ，又は権利の行使を妨害した。 刑法 176 条（強制わいせつ） 13 歳以上の男女に対し，暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。 [親]
	言葉による冷やかしからかい，仲間外れ，無視，PC や携帯電話による誹謗中傷	刑法 230 条（名誉毀損） 公然と事実を摘示し，人の名誉を毀損した。 [親]
		刑法 231 条（侮辱） 事実を摘示しなくても，公然と人を侮辱した。 [親]
物理的	金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする	刑法 235 条（窃盗） 他人の財物を窃取した。 刑法 261 条（器物損壊等） 他人の物を損壊した，傷害した。 [親]
	金品をたかられる	刑法 235 条（窃盗） 他人の財物を窃取した。
暴力的	ぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。嫌なこと恥ずかしいこと危険なことをされたり，させられたりする。	刑法 204 条（傷害） 人の身体を傷害した。
		刑法 205 条（傷害致死） 身体を傷害し，よって人を死亡させた。
		刑法 208 条（暴行） 暴行を加えたが，人を傷害するに至らなかった。
その他	刑法 130 条（住居侵入等） 正当な理由がないのに，人の住居若しくは人の看守する邸宅，建造物若しくは艦船に侵入し，又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。	
	刑法 202 条（自殺関与） 人を教唆（飛び降りろなどと言う）して自殺を促した。	
	刑法 41 条（責任年齢） 14 歳に満たない者の行為は，罰しない。	

●保護者の役割とネットいじめ等に際しての相談窓口

長野県と長野県教育委員会の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年3月改定）には、いじめに関して保護者の役割を次のように定めている（下線は引用者）。

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育む。

また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要。

- ・日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、保護者自身も困ったときに子育てに関する専門機関に相談する。
- ・子どもと共に過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化やSOSに気付くよう努める。
- ・基本的な生活習慣の確立や、情報器機の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。
- ・学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるよう心がける。

さらに昨今、インターネットを利用したいじめや違法行為が発生しているため、「青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、インターネットの利用について次のように定めている（下線は引用者）。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

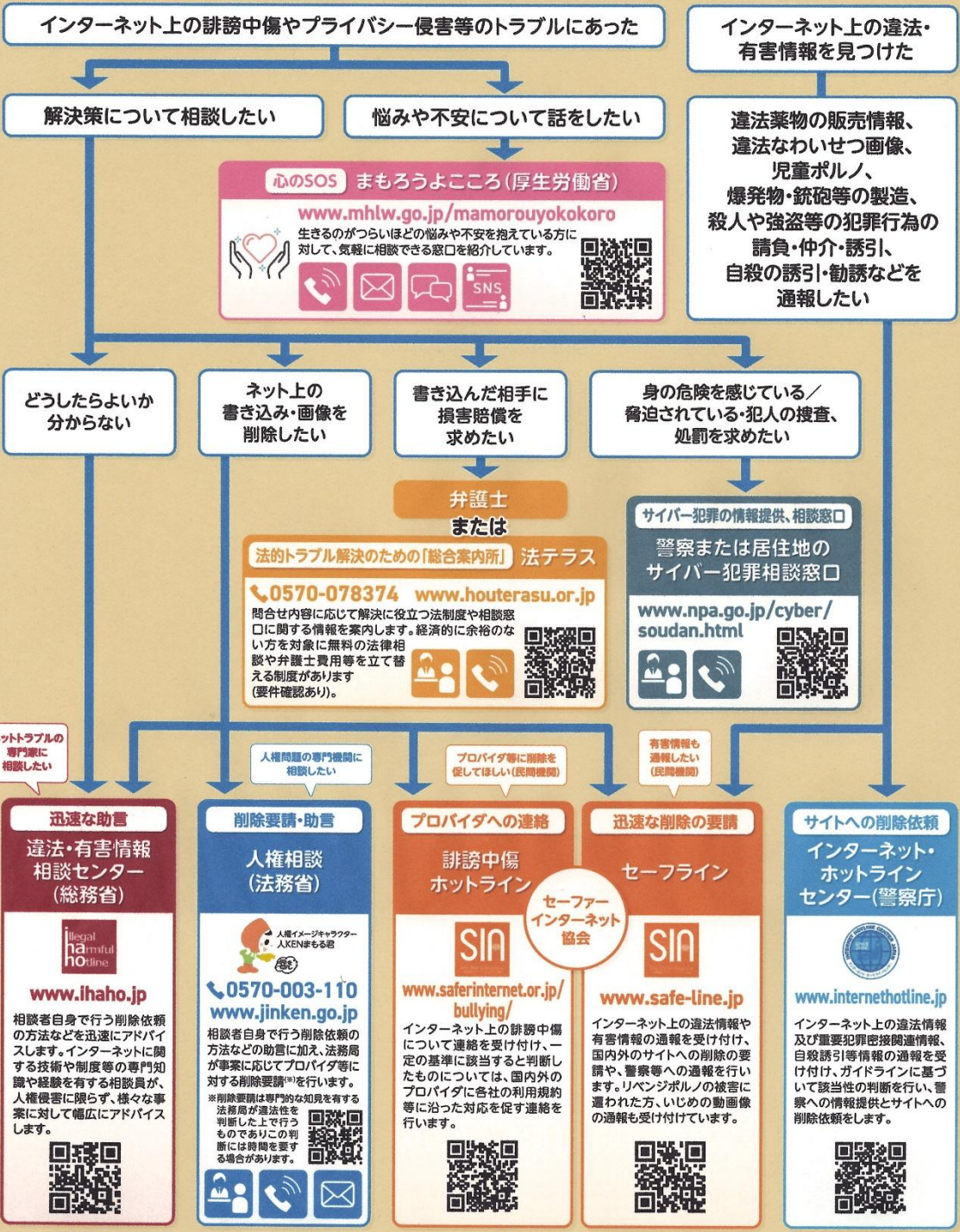
各家庭の教育方針により、スマホやインターネットの契約の種類、フィルターの利用の有無等は様々であり、本校は学校としてはそれらを定めてはいない。しかし、生徒が被害者や加害者、場合によっては犯罪者になる可能性もあるため、インターネットを利用したいじめ等において学校が保護者に対して依頼や助言する場合があります。

警視庁は、次のページのような相談、通報の窓口を紹介している。

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/defamation.html>

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。
 ※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

3 いじめ防止基本方針

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「本人がいじめと感じればそれはいじめである」ことを、全教職員が基本認識として確認する。
 - ・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
 - ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している可能性に留意し、生徒の言動を継続して注視する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢、メッセージを生徒に伝え、未然防止を念頭におく。
 - ・教職員が、事後対応より以前に、未然防止が重要であることを意識して日頃の指導にあたる。
 - ・いじめの未然防止は、教職員による日常の授業や人権教育、生徒支援や特別活動等の成果でもあることを共有する。
- (3) 教職員の生徒一人一人を大切にできる意識や、日常的な態度が重要であり、生徒の日常の言動に影響を与える教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
 - ・いじめ解消の定義を、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること」及び「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、と規定する。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
 - ・いじめ防止対策推進法第23条の規定に鑑み、教職員はいじめの情報を学校内で確実に共有する。
 - ・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
- (6) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で積極的に対応する。
 - ・職員間の報告や連絡を密に行い、いじめ防止対策委員会を中心とした組織で意図的・計画的・抜本的な指導計画の元に指導を進める。
- (7) 学校として特に配慮が必要な以下の生徒について適切な支援と組織的指導を行うものとする。
 - ・発達障がいを含む障がいのある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ・性的指向・性自認に係る生徒
 - ・災害等により被災および避難した生徒

OSNS などを通じたインターネット関連のいじめの対応について

●ネットいじめの特徴

- ・不特定多数から絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間で極めて深刻なものとなり得る点。
- ・匿名性が高く、扱いが容易なため誰もが被害者や加害者となる点。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像などは、情報の加工が容易であることから、いじめの対象として悪用されやすく、回収することが非常に困難である点。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォンやパソコン機器等の利用状況を把握することが困難で、詳細な確認ができないためにネットいじめの早期発見や実態解明が難しい点。

●具体例

- ・SNS等への誹謗中傷の書き込み、個人情報の掲載、グループからの仲間はずし等
- ・メールやアカウントのなりすまし、不適切な動画や画像の送付や拡散、悪口のメッセージ送信等

●ネットいじめが発生した場合の対応について（通常のいじめ対応とは異なる点について）

（1）証拠の保全・記録

- ①被害者生徒や保護者の了承の下、発見日時等の記録（URLの記録、ウェブページの印刷とファイル保存、プリントスクリーン機能やデジタルカメラによる記録等）を保存
- ②発見までの経緯、加害者の心当たり、他の生徒の状況等を確認

（2）削除依頼

- ①（加害者特定が可能な場合）当該生徒に削除させる。
- ②（加害者特定が不可能な場合）被害生徒の心情や状況に応じて、削除依頼を迅速に行うことが適当、経過観察が適当、無視することが適当等について、タイミングをはかりながら削除依頼を行う。削除依頼は被害生徒本人から行うことを原則とするが、学校や教育委員会から依頼することもできる。

（3）削除依頼の手順（順序）

- ①当該ページの管理者へ削除依頼、応じない場合は②プロバイダ（サイト管理者）へ削除依頼。
それでも難しい場合は、法務局、地方法務局へ、緊急の場合は県警サイバー犯罪対策室及び教学指導課心の支援室へ相談する。

（4）指導

状況が把握でき、拡散等の被害の拡大を防いだ上で関係者への指導を行う。

【参考】掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例

以下の例を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにしましょう。その際には、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由を記載する必要があります。

[件名] 【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL : http:// ~

スレッド : http:// ~

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください。)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

内部資料が含まれるため非公開

内部資料が含まれるため非公開

内部資料が含まれるため非公開

内部資料が含まれるため非公開

内部資料が含まれるため非公開

7 スクールカウンセラー（S C）との連携

(1) 情報交換

- ・例えば養護教諭であるとか、S Cとの窓口を固定化した上で、事案に直接関係する教職員とともに経緯を説明し、状況把握をする。
- ・被害生徒の側に立った親身の対応を行う。

(2) 心理的ケアの実施

- ・被害生徒のつらい気持ちを理解し、精神的な支えとなるようにする。
- ・S Cとの面談が、不安を取り除き、前向きな気持ちになれるような時間となるようにする。
心を開くことのできる「居場所」の一つとする。
- ・被害生徒の保護者にも心理的ケアを行うとともに、相談に乗れる場所作りをしていく。
- ・加害側の生徒・保護者の精神的なケアが必要なことも念頭におき、声掛けをしながら心の内面を理解するように努める。

8 全校生徒への説明と対応 (状況により、学年の生徒または学級の生徒の単位で対応する)

(1) 概要説明

- ・人権や個人のプライバシーに十分配慮して、必要なことのみ概要・経緯を伝える。

(2) 学校としての指導方針

- ・解決にむけて今後の指導方針を伝えるとともに、動揺を鎮めることを意識する。

(3) 規範意識を育てる

- ・「いじめは決して許されることではない」という認識をもたせる。
- ・学校側も「いじめは絶対に許さない」という姿勢を強く持っていることを伝える。

6 「いじめ、ネットいじめ」対応フローチャート

内部資料のため非公開

相談・連携する外部機関

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ・心の支援課 026-235-7436 | ・高校教育課 026-235-7430 |
| ・長野県警察本部 026-232-4970 | ・長野県警生活安全部サイバー犯罪対策室 026-233-0110 |
| ・茅野警察署 0266-82-0110 | ・法務省人権相談 0570-003-110 |

その他、ネットいじめへは前述の相談窓口へ

内部資料のため非公開

内部資料のため非公開